

令和4年度栃木県社会福祉施設等車両燃料費高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する令和4年度栃木県社会福祉施設等車両燃料費高騰対策支援金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 支援金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

支援金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
令和4年度栃木県社会福祉施設等車両燃料費高騰対策支援金	原油価格高騰の影響に鑑み、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の送迎、利用者居宅等の訪問又は利用者等の通院（以下「送迎等」という。）に要する費用を助成することにより、社会福祉施設等の安定的なサービス提供を図る。	利用者等の送迎等のために、別表に掲げる県内所在社会福祉施設等が、令和4年8月1日時点で所有又は使用する自動車の燃料代	定額 ただし別表に掲げる基準額及び上限額の範囲内	別表に掲げる社会福祉施設等を運営する者

(交付の申請等)

第3条 支援金の交付を受けようとする者が規則第4条、第13条及び第18条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和4年度栃木県社会福祉施設等車両燃料費高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）	規則の別記様式第1	1	申請事業所等一覧表	別紙様式1	1	別に知事が定める日

(交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該支援金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 申請は別表に掲げる社会福祉施設等を運営する者が、別表の種別ごとに取りまとめ、1回に限り行えるものとする。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（申請車両の自動車検査証の写しを含む）を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4（2022）年8月24日から適用する。
- 2 この要領は、令和5（2023）年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付を決定した支援金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

種別	類型	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額 (円/台)	上限額 (円)
保護施設	施設・居住系	救護施設	6,000	6,000
	通所系	授産施設	10,000	10,000
医療施設等	在宅療養支援病院		6,000	18,000
	在宅療養支援診療所			
	訪問看護ステーション			36,000
介護施設 ※ 介護保険法上のみなし指定がされている病院・診療所を除く。	通所系	通所介護	10,000	40,000
		通所リハビリテーション		
		地域密着型通所介護		
		認知症対応型通所介護		
	多機能型	小規模多機能型居宅介護	6,000	18,000
		複合型サービス		
	訪問系	訪問介護	6,000	18,000
		訪問入浴		
		訪問リハビリテーション		
		定期巡回随時対応型訪問介護看護		
		夜間対応型訪問介護		
		居宅介護支援		
	短期入所系	短期入所生活介護	6,000	18,000
		短期入所療養介護		
	施設・居住系	介護老人福祉施設	6,000	18,000
		地域密着型介護老人福祉施設		
		介護老人保健施設		
		介護医療院		
		介護療養型医療施設		
		認知症対応型共同生活介護		
特定施設入居者生活介護				
有料老人ホーム				
サービス付き高齢者向け住宅				
障害者福祉施設	通所系	療養介護	10,000	40,000
		生活介護		
		自立訓練（機能訓練）		
		自立訓練（生活訓練）		
		就労移行支援		
		就労継続支援（A型）		
		就労継続支援（B型）		
		就労定着支援		
	訪問系	居宅介護	6,000	18,000
		重度訪問介護		
		同行援護		
		行動援護		
		重度障害者等包括支援		
	短期入所系	短期入所	6,000	18,000
	施設・居住系	施設入所支援		
自立生活援助				
共同生活援助				
宿泊型自立訓練				

障害者福祉施設	障害児通所系	児童発達支援	10,000	40,000
		放課後等デイサービス		
		福祉型児童発達支援センター		
		医療型児童発達支援センター		
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	6,000	18,000
		保育所等訪問支援		
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	6,000	18,000
医療型障害児入所施設				
薬局	在宅患者調剤加算届出薬局		6,000	6,000
備考	<p>1 在宅療養支援病院は、令和4年8月1日時点で関東信越厚生局に在宅療養支援病院の施設基準に係る届出をしている病院とする。</p> <p>2 在宅療養支援診療所は、令和4年8月1日時点で関東信越厚生局に在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出をしている診療所とする。</p> <p>3 介護施設においては、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業も含むものとし、複数の指定を受けている場合も1つの事業所として扱うものとする。</p> <p>4 障害者福祉施設において、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている場合も、1つの事業所として扱うものとする。</p> <p>5 薬局は、令和4年8月1日時点で関東信越厚生局に在宅患者調剤加算の施設基準に係る届出をしている薬局とする。</p> <p>6 基準額は車両1台当たりの支援金額であり、上限額は基準額に各類型における申請上限台数を乗じた金額である。</p> <p>7 同一車両を複数の種別等に重複して申請することはできない。</p>			